

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月
船引高等学校

福島県立船引高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の発育・発達及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に深刻な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害となり得る行為で、決して行ってはならないものである。

本校教職員は積極的・予防的生徒指導を心がけ、いじめ事象の発生・深刻化を防ぐとともに、いじめを許さないという生徒の意識を育成するために、常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践する。そのためには、生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要である。

本校では「自律」の校訓を掲げ、地域から信頼され、地域に必要とされる学校を目指し、豊かな人間性を備える生徒の育成を図っている。その目標実現に向け、人権教育に重点をおいて取り組みつつ、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに船引高等学校いじめ防止基本方針を定める。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの形態（例）>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の生徒が来ると、その場から集団でいなくなる。
 - ・ 遊びや班、グループ、チームに入れない。
 - ・ 座席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログなどに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

本校ではいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が指名する教諭

なお、必要に応じて外部専門家及び地域関係者を招集する場合がある。

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに関する情報があつた時の組織的な対応のための連絡調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
- ・ 教職員の資質向上のための研修企画

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 基礎学力の定着及び学習習慣の確立を図るとともに、わかる授業の実践に努め、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成を図る。
- ② いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることがいじめの防止に資することを踏まえ、いじめについての心理教育を含め、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 生徒一人ひとりが活躍できる健やかな集団づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ④ 教職員を対象とした、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、悩みを抱える生徒の指導を支援する態勢を整える。
- ⑥ いじめは絶対に許さないという学校の姿勢やいじめの防止等に関する学校の考え・取組等を保護者や地域に発信するとともに、PTA総会や学年保護者会を活用して周知を図る。
- ⑦ 情報教育に努め、ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと生徒に理解させる。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 授業や部活動はもちろん学校生活全般において、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ② 「いじめ早期発見チェックシート」を活用する。(別紙資料)

- ③ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるよう教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。また、生徒指導部教育相談係が教育相談窓口（相談日・時間帯等）の周知やスクールカウンセラーの紹介並びにスクールソーシャルワーカーの斡旋を行う。
- ④ 面接週間や定期的なアンケート及びQ-Uテスト分析の実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ⑤ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、保護者と連携しながらその対応に当たる。

（５）いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめられている側の訴えがなくとも、観察によっていじめを受けていると思われるときは、速やかに、情報を入手した教職員もしくは担任、学年主任が当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長、教頭を経由して校長に報告する。いじめの判定にあたっては、いじめめる側の「遊びである」という言い訳をさらに追及する姿勢で臨む。
- ② 事実の確認によりいじめと判定された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込みがあった場合、いじめ対策委員会を開き、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会と協議の上、当該事案に対する特別な組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、県教育委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

P 7 資料による

(7) 年間計画

	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画
4月	始業式 新入生ガイダンス PTA総会	面接週間	校内研修1 (いじめ防止 基本方針につ いて)	第1回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	計画・目標の作成 と提示
5月	PTA報告会	Q-Uテスト① 学校生活に関する アンケート①			
6月	10代の心を守る ための授業	学校生活に関する アンケート②		第2回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	
7月	終業式	三者面談(夏季休 業中)	たむら支援学 校との合同研 修会①	第3回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	学校評価アンケ ート①
8月	始業式			生徒状況報告	
9月				第4回いじめ防 止対策会議 生徒状況報告	中間評価
10月		学校生活に関する アンケート③		第5回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	
11月		Q-Uテスト②			
12月	終業式	学校生活に関する アンケート④	たむら支援学 校との合同研 修会②	第6回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	
1月	始業式			生徒状況報告	学校評価アンケ ート②
2月		学校生活に関する アンケート⑤		第7回いじめ防 止対策委員会 生徒状況報告	年間評価報告
3月	終業式 入学前オリエンテ ーション			生徒状況報告	

(8) 評価と改善

- ① 年2回(7月、12月)いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校評議員等によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。